

木造住宅の耐震シェルター等の設置を支援します

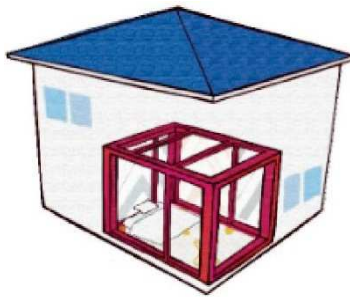
(十日町市木造住宅耐震シェルター等設置支援事業)

●耐震シェルター等の設置工事とは

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)により建設された木造住宅のうち、耐震診断の結果、現在の建築基準法による基準を満たさないものに、住宅の1階の一部の部屋に鉄骨や木材の強固な「耐震シェルター」を設置するものです。この他にも金属等のフレーム等でベッドの上部がおおわれている「耐震(防災)ベッド」や、鉄などでできた非常に強固な「耐震テーブル」もあります。この設置工事を行うにあたり、現在の住宅の安全性を確認するための「耐震診断(簡易耐震診断含む)」を事前に行う必要があります。

また、補助を受けることができる人は高齢者や身体障がい者を含む世帯である必要があります。

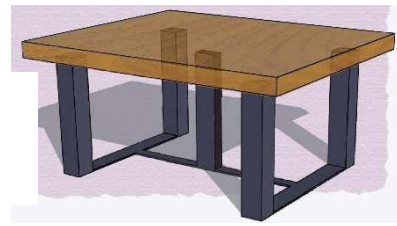
●補助対象となる耐震シェルター等の種類



耐震シェルター



耐震(防災)ベッド



耐震テーブル

補助対象となる耐震シェルター等の詳細は下記をご覧ください。

「一部屋から
できる耐震化」
(新潟県ホーム
ページ)



安価で信頼できる木造住宅
の「耐震改修工法・装置」
の装置部門に記載されている
もの(東京都ホームページ)



●申込み受付期間 令和8年 4月1日(水) ～ 10月30日(金)

※令和9年2月26日(金)までに実績報告書兼請求書を提出してください。

●補助率 耐震シェルター等の設置に要する費用の1/2

※耐震シェルター等の設置に要する費用・・・耐震シェルター等の設置工事費及び付随する工事

●補助金額 上限30万円

●補助を受けることができる人

- ① 次のいずれにも該当する住宅（併用住宅を含む）に現在居住している人または、所有する人
 - ・十日町市内に所在する個人（法人は対象外）が所有する住宅
 - ・現在居住している住宅
 - ・一戸建ての住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ・住宅の主要な部分（壁、柱、床、屋根）が 木造 である住宅
 - ・65歳以上の者、もしくは、身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯が居住する住宅
 - ・市の耐震診断支援事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅
または簡易耐震診断（「誰でもできるわが家の耐震診断」）の結果、評点の合計が7点以下の住宅

- ② 十日町市税を完納している人

※過去に市の耐震改修助成金、耐震シェルター等設置補助金の交付を受けた人は申請できません。

●補助金の申込み（交付申請）

工事に着手する前に、「補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて提出してください。

- ①対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
 - ア) 住宅の建築時の建築確認済証または検査済証
 - イ) 住宅の登記事項証明書
 - ウ) 住宅の固定資産税の課税証明書または納税通知兼課税明細書
 - エ) アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築した年を証明する書類
- ②耐震診断書の写し（総合評点または上部構造評点等の分かる部分のみ）
または簡易耐震診断（「誰でもできるわが家の耐震診断」）の耐震診断問診票
- ③ 対象住宅に居住する世帯員全員が記載された住民票の写し（高齢者等の居住が分かるもの）
- ④ 身体障害者手帳の写し（障がい者を含む世帯の場合のみ）
- ⑤ 耐震シェルター等設置工事の見積書の写し
- ⑥ 耐震シェルター等設置工事に係る計画図（範囲や内容を明示したもの）
- ⑦ 耐震シェルター等の公的機関等により評価もしくは認定を受けたことが確認できる書類（カタログ等の抜粋）
- ⑧ 申請者の市税納税証明請求書（様式第50号の2）

※市役所税務課に提出すると、証明手続きが行われます。その書類を添付してください。

●耐震シェルター設置工事を中止または変更したい場合

「中止届（様式第3号）」または「変更交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

●耐震シェルター設置工事が完了した場合（実績報告）

「補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）」に次の書類を添えて、令和9年2月26日（金）までに提出してください。

- ①工事請負契約書または請求書の写し
- ②工事写真（着手前、施工中、完了後が確認できるもの）
- ③領収書の写し
- ④通帳のコピー（表紙の裏面）

【問合せ・申し込み先】

十日町市 都市計画課 建築住宅係

☎ 025-757-9935（直通）